



「ケアラー支援の推進」

ケアラーには、高齢者や障害者の介護、難病を持つ人の介護、病児や障害児の養育、依存症やひきこもりの家族・知人への気づかいなどさまざまなケースがありますが、2025年に団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となり、介護を必要とする人が急速に増加することが見込まれます。

こうした中、山梨県では、ケアラーが置かれた状況を把握するための実態調査を昨年1月に実施した結果、18歳以上の県民のうち、およそ4人に1人が家族のケアを担っている実態が明らかになったことから、『県民一人ひとりが自由な選択をし活躍できる「介護離職ゼロ社会」の実現』に向けて、さまざまな支援施策に積極的に取り組んでいます。

今号では、昨年5月に策定した山梨県ケアラー支援推進パッケージ（フェーズ1）から市町村と連携した取り組みについて特集します。

特集 01



山梨県のケアラー支援について

山梨県総合県民支援局働く人・働き方支援課
 課長補佐 長田 直樹

特集 02



仕事と介護の両立とケアラー支援に係る普及・啓発に関する取り組み

山梨県総合県民支援局働く人・働き方支援課
 課長補佐 長田 直樹

特集 03



山梨県のヤングケアラー支援における市町村との連携について

山梨県総合県民支援局こども福祉課
 主査 齊藤 有希

特集 04



地域で高齢者等を見守る・支える仕組みづくり

山梨県総合県民支援局県民生活支援課
 総括課長補佐 久保島 佐季子



特集 01

山梨県のケアラー支援について

山梨県総合県民支援局働く人・働き方支援課
課長補佐 長田 直樹

1 経緯

高齢化社会が進む中、2025年に団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となり、介護を必要とする人の割合は、今後、急速に大きくなると見込まれています。

これまで、本県は、介護待機者ゼロを目指して、特別養護老人ホームの整備や介護人材の確保・定着に積極的に取り組んできました。

一方、家族介護の担い手は、人口増を前提とした時代に比して、より少ない人数で仕事と介護を両立していかねばなりません。

さらに、近年は、晩婚化等の影響から、子育てと介護の時期が重なるダブルケアの問題も生じており、ケアラー本人や家族の生活への影響が大変懸念されるのであります。

これまで本県が先進的に取り組んできました

ヤングケアラーや男性ケアラーの問題も含め、家族ケアの在り方は多様で複雑になっており、これらが負担になって、県民一人ひとりの活躍が阻害される社会であってはなりません。県民の自由な選択を妨げる要因をできる限り取り除くことこそ、豊かさの追求において行政が果たすべき役割にほかなりません。そこで、山梨県では県民誰もがケアラーとなり得るという前提に立ち、最終的には介護離職ゼロ社会を目指し、ケアラー支援に係る取り組みを本格的にスタートさせました。

2 取り組み内容

ここでは令和6年度以降に実施された主な取り組みについて、その内容と成果、そして今後の課題をご説明いたします。

(1) ケアラー実態調査の実施(令和6年度)

前述のとおり、介護を必要とする人の割合が今後急速に大きくなると見込まれているなど、ケアラーを取り巻く環境は多くの課題を有しており、ケアラー本人のみならず、家族生活等へのサポートが急務となっていました。

そこで、本県におけるケアラーの実態を調査・分析し、そこから見えてくる課題を抽出し、その解決策を検討することにより、介護離職ゼロ社会の構築に向けた確かな対策を構築することを目的としてケアラー実態調査(以下、実態調査)を実施しました。

この調査は、県民向け、支援機関向け、企業向けの3つの対象に実施しました。なお、ここでいう「ケアラー」とは、高齢、身体上または

精神上的の障がい、疾病などにより援助を必要とする家族等身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話、気づかい、その他の援助を提供している方を指します。子育てと介護の時期が重なる「ダブルケア」もケアに含みます。

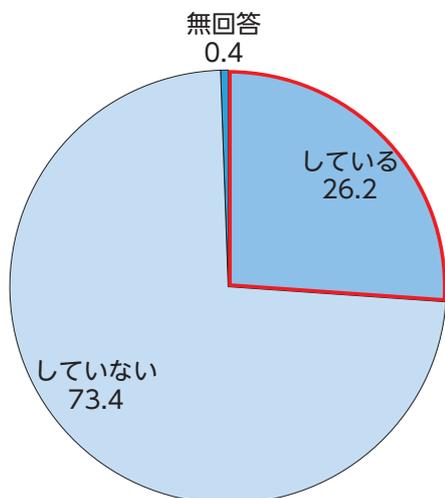
① 県民向けの調査結果

回答が得られた1,851人の約4人に1人が、現在、家族のケアを行っている、つまりケアラーに該当するとの状況が明らかとなりました(図1)。

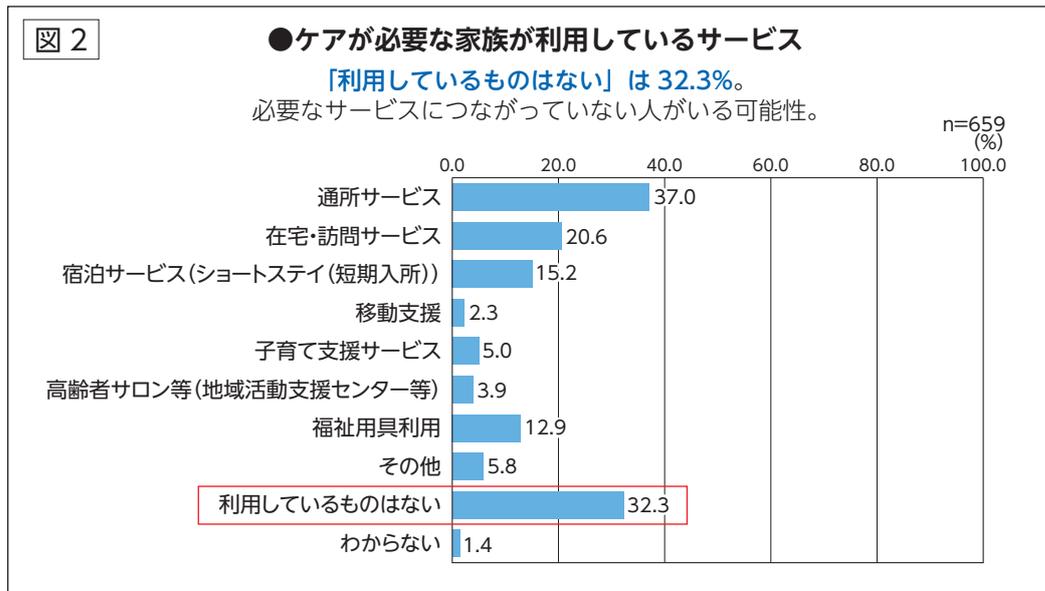
図1

●ケアの状況

家族ケアの状況について、「**している**」が**26.2%**となっており、**回答者の4人に1人がケアラーに該当**することが明らかとなった。

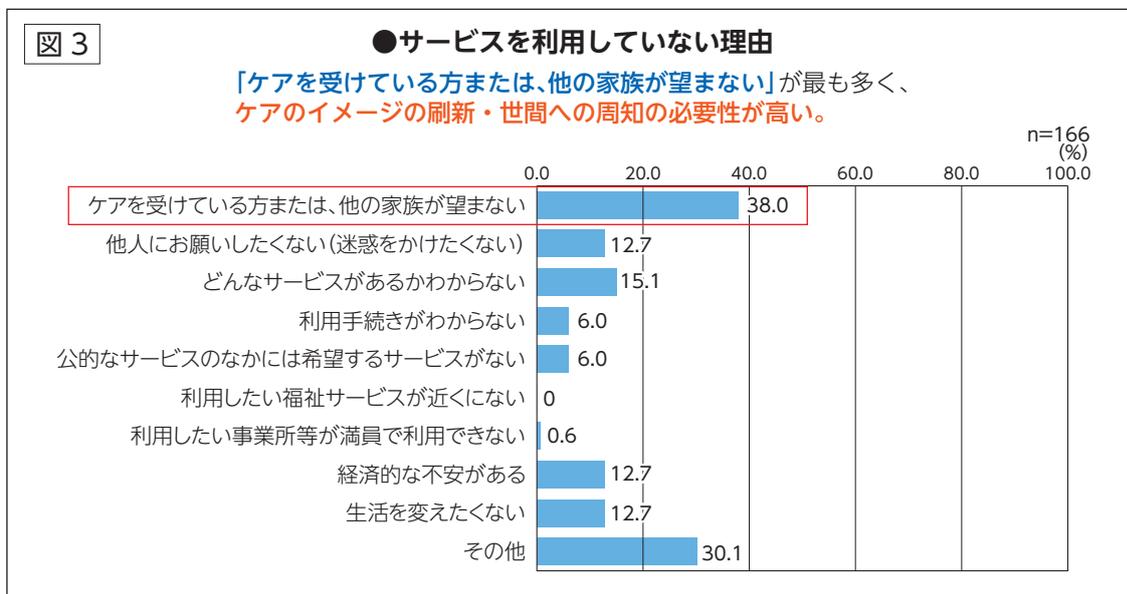


「サービスを利用していない理由」の最も多い回答が「ケアを受けている方、または、他の家族が望まない」となっていることから、ケ

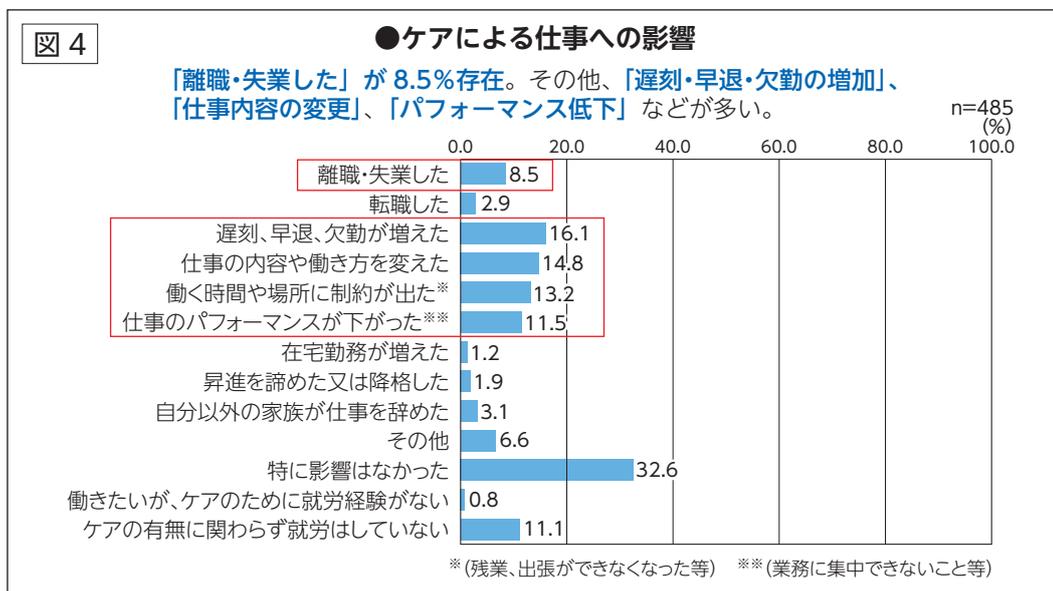


「利用しているサービス」についての調査では、約3割の方が「利用しているものはない」と回答しており、これは、必要なサービスにつながっていない人が一定数いる可能性を示しています(図2)。

次に「ケアによる仕事への影響」についてで



アのイメージを刷新し、介護のプロである支援機関を上手に頼ることが重要であることを、社会全体に向けて啓発していく必要性が高いことが考察されます(図3)。



家族のケアにより「離職・失業した」方が8.5%、約1割も存在していることは人手不足が深刻化している社会状況の中、注目すべき結果です。
 加えて、「遅刻・早退等の増加」、「仕事のパフォーマンス低下」などの項目も割合が高くなっており、仕事・経済活動への大きな影響も浮かび上がっています(図4)。

② 支援機関向けの調査結果

まず、「ケアに関する相談件数の傾向」ですが、どの区分でも「変わらない」が最も多くなっています。一方で、「関係機関からの相談」は3割強、「家族からの相談」も約2割が「増えている」と回答しています(図5)。

「支援機関から見てケアラー支援が進まない理由」については、「ケアラーが自認がない、

図5

●ケアに関する相談件数の傾向

「関係機関からの相談」は3割強、「ケアを受けている方の家族からの相談」も約2割が「増えている」と回答。

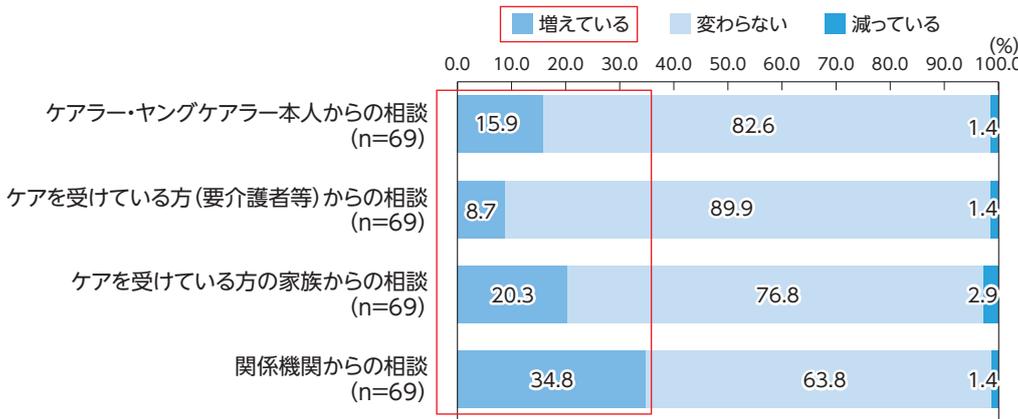


図6

●支援機関から見てケアラー支援が進まない理由

「ケアラーである自認がない」が56.6%と半数以上の支援機関から指摘。次いで、「ケアに協力してくれる人がいない」、「ケアラーが相談先を知らない」が多い。



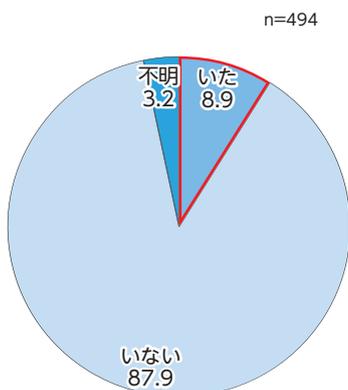
家族でケアするのが当たり前と思っている」とが半数以上から指摘されており、ケアラー自身への周知の必要性も明らかとなっています(図6)。

図7

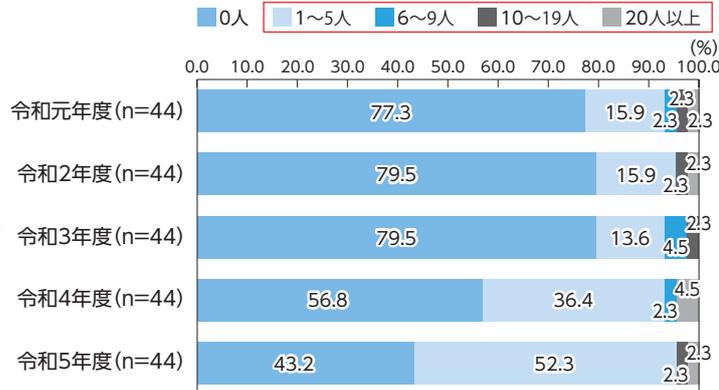
●介護離職の状況

過去5年間の介護離職者がいた企業は1割程度。介護離職のあった企業割合はR4年度から増加。

【過去5年間の介護離職者の有無】

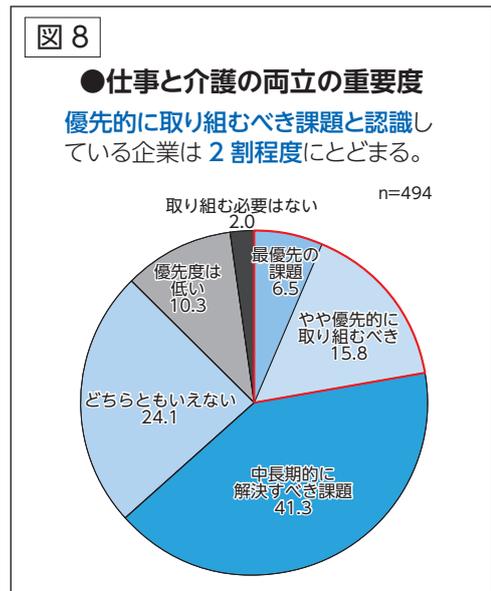


【年度別の介護離職のあった企業割合】



③ 企業向け調査結果
「過去5年間の介護離職者の有無」について「介護離職者がいた」と回答した企業は1割程度(図7、左棒グラフ)ですが、年度別の介護離職のあった企業の割合は増加傾向にあります(図7、右棒グラフ)。

また、「仕事と介護の両立の重要度」については、優先的に取り組むべき課題と認識している企業は2割程度にとどまっています(図8)。



高齢化に伴う介護需要の増加に伴い、ケアラーもますます増えることが見込まれる中、この調査によってケアラーを取り巻く環境には多くの課題が存在していることが明らかとなりました。

② 山梨県ケアラー支援推進本部

(令和6年度)

山梨県では、知事を本部長とするケアラー支援推進本部を設置し、令和6年7月18日に令和6年度ケアラー支援推進本部第1回本部会議を開催し、「介護離職ゼロ社会」の実現を目指し、県庁一丸となり、スピード感を持って取り組みを進めることとしました。

また、令和7年度の第1回本部会議ではケアラー実態調査の結果が本部長に共有され、知事から6月補正予算の編成に向けた議論において「ケアラー支援」を重要な軸とした施策の検討が指示されました。

③ 山梨県ケアラー支援推進パッケージ

(令和7年度)

山梨県では、実態調査の結果から導かれる課題やニーズに対応した「フェーズ」の対策として、山梨県ケアラー支援推進パッケージを策定しました。このパッケージは、『気づく』、『つなぐ』、『支える』の3つの視点で、ケアラー支援の基盤となるべき部分を構築するものになっています。

・第一の視点、『気づく』取り組みについて

かつては、家族が自ら手をかけて介護を担う時代でしたが、少子化や夫婦共働きの家庭が進む中で、家族介護の在り方そのものが、今や大きな転換点にあるということに先ず私たち一人ひとりが気づく必要があると考えています。

これからは、家族はマネージャーとして、介護体制を組み立てる存在へと役割を変えていくことが求められています。

また、どこに相談すればよいのか、どの制度が使えるのかといった実務的な知識や情報へのアクセス、つまり、介護リテラシーの向上も、もう一つの気づきの軸です。

このため、本県では、これまでのセミナーやケアラー支援ポータルサイトに加えて、「ケアラーサポーター(ケアラー支援推進員)」を養成し、より地域に根ざした普及啓発と相談体制の構築に取り組んでいます。

また、ケアラーが生活を営む上で仕事と介護の両立は避けては通れない課題であり、その意味で企業側にも気づきが求められます。前述のとおり、県内企業のうち、仕事と介護の両立を優先課題として認識しているのは未だ僅か2割

程度にとどまっています(実態調査結果)。

仕事と介護の両立は、従業員個人で解決できる問題ではなく、企業側の理解と支援が不可欠です。特に、介護体制を構築するための時間である介護休暇などの制度について、ケアラーが利用しやすい職場環境を整備するなど、企業が制度の活用を後押しする姿勢を明確にすることが求められます。

併せて、従業員に対しても、企業側から制度の意義や使い方を分かりやすく伝え、介護体制の構築に必要な支援を積極的に提供していくことが重要です。

このため、本県では、経営者や管理職への働きかけを強化し、制度活用の促進と環境整備を進めるセミナーの開催などの施策を展開していきます。

・第二の視点、『つなぐ』取り組みについて

介護や看護は、ある日突然始まるケースも多く、そのような場合、多くの人は事前知識や準備もない状態から介護に関わることとなり、その結果、混乱の中で問題を抱え込み、しかるべき支援機関に繋がれないケアラーを適切な支援に「つなぐ」必要があります。

本県では、令和7年度6月補正予算において、スクールソーシャルワーカーの増員に向けた取り組みや、新たな試みとしてポッドキャストを活用した事業費を予算計上し取り組みを進めています。ポッドキャスト番組の制作・配信においては、ケアラーに限らず貧困・ひきこもり・DVなど、人知れず苦しんでいる方々のため、自分のペースで耳を傾けて頂き、最終的には相談や支援につながって頂ければと考えてい

ます。

また、突然介護が始まり、不安と孤独の中で混乱するケアラーに親身に寄り添い、必要な制度やサービスにつなげる「伴走支援体制」の構築に向けた検討も進めています。

・第三の視点、『支える』取り組みについて

本県ではこれまで「介護待機ゼロ」に向けた介護施設の受け入れ能力の拡充を進めてきましたが、これに加えて、今後は日々奮闘するケアラーの方々を、より直接的に「支える」取り組みを進めていきます。

「ダブルケア」、「ヤングケアラー」、「老老介護」などケアラーの置かれた様々な状況に丁寧に対応し、きめ細やかな支援が行き届く体制の構築を目指していきます。

その一環として、地域包括支援センターや生活困窮者支援機関、市町村などと密接に連携し、分野を超えた支援ネットワークの強化を図っています。

また、仕事を持つケアラーのニーズに対応するため、専門的な相談が休日にも可能となる電話窓口を開設し、切れ目と隙のない支援体制の整備を進めています。

更に、ケアラー同士が実際に集まり、情報交換を行える交流会なども開催し、ケアラーの孤立も防いでいく取り組みも実施しています。

「フェーズ」となるこのパッケージにより「介護離職ゼロ社会」の実現に向けたケアラー支援の取り組みを加速させるとともに、新たな施策の追加も視野にパッケージの深化も図っていきます。

3 今後の展望

山梨県では、「ケアラー支援推進パッケージ」を基盤として、3つの視点「気づく・つなぐ・支える」を軸に、今後さらに支援の幅と質を高めていきます。

それにあたっては、県と市町村が緊密に連携して取り組みを進めることが重要であると考えています。ケアラーご自身や企業、地域の方々への啓発は、今後も最重要の課題です。そのため、ケアラー支援ポータルサイトの情報発信の



強化には、ケアラー支援に係る市町村情報の充実が不可欠です。また、ケアラーサポーターの養成については、今後、毎年度500名程度を新規に養成していくことを目標としており、引き続き県と市町村が協働し、地域に根ざした相談・啓発体制を構築していく必要があります。

これらの取り組みにより、県と市町村が一体となって「介護離職ゼロ社会」を目指し、ケアラー支援を推進していきます。

また、ケアラー支援は、本人や家族だけの問題ではなく、社会全体が共感をもって受け止めるべき構造的課題であり、国を挙げて取り組むべき重要課題です。

県では昨年、赤沢経済財政政策担当大臣（当時）をはじめとした関係閣僚などにに対し、ケアラー支援を国の政策の柱に位置付けるよう要請を行い、「骨太の方針二〇二五」において、「ヤングケアラー、ビジネスケアラーなど年代や就労の有無を問わず、ケアラーへの地方公共団体の取り組みを支援する」との記載が盛り込まれました。

経済財政運営の指針にケアラー支援が明記されたことで、本県が進める様々なケアラー支援の取り組みの大きな後押しになるものと考えています。

引き続き、国との連携にも力を入れることで、ケアラー支援の取り組みを推進していきたくと考えています。

山梨県では、超高齢社会の進展に伴い、家族の介護や支援を担う「ケアラー」の増加が社会課題として浮き彫りになっています。ケアラーには、仕事と介護を両立する「ビジネスケアラー」や、家族の世話を担う子ども・若者である「ヤングケアラー」も含まれており、介護職、学業・仕事への影響などの問題が深刻化しています。

こうした状況を踏まえ、山梨県では、ケアラー支援を包括的に推進するため、相談体制の整備、支援人材の育成、企業向け支援策、県民理解の促進、実態調査の実施など、多角的な施策を展開しています。本稿では、当課が担当する仕事と介護の両立とケアラー支援に関する普及・啓発に関する取り組みについて紹介します。

1 はじめに

特集 02



仕事と介護の両立と ケアラー支援に係る 普及・啓発に関する取り組み

山梨県総合県民支援局働く人・働き方支援課
課長補佐 長田 直樹

2 取り組み内容

(1) 県民向けの情報提供・相談支援体制の整備

県では、ケアラーが必要な支援情報にスムーズにアクセスできるように、「やまなしケアラー支援ポータルサイト」を開設しています。同サイトでは、県内市町村の相談窓口、支援制度、基礎知識、AIチャットボットによる案内などを一元的に掲載し、ケアラー本人や家族、企業担当者など、誰もが利用しやすい環境を整えています。

また、ケアラーについての基礎知識や令和6年度のケアラー実態調査結果等を公表するなど、ケアラー支援に関する普及・啓発のための情報発信をしています。



サイトはこちらから!
<https://www.carer.pref.yamanashi.jp/>

やまなし ケアラー

(2) ケアラー支援人材

(ケアラーサポーター(推進員)の養成

県では、ケアラーと相談窓口をつなぐ役割を担う「ケアラーサポーター」の養成に力を入れています。自治体職員や企業の従業員など、地域と関わる機会が多い人材を対象に、養成講座を実施し、介護の基礎知識や支援につながる方法などを学んでいただき、認定しています。

具体的な活動内容は、「自分はケアラーなんだ」「支援を受けてもいいんだ」と気づく声かけや(普及啓発)、「やまなしケアラー支援ポータルサイト」に掲載している相談窓口や支援情報を案内(情報提供)していただきます。ケアラーサポーターには、認定バッジを交付しています。



このバッジを目印に、介護等のケアに関する悩みがありましたらお気軽にご相談ください。

今年度は、最終的には約470名を養成することができました。今後も、ケアラーサポーターの養成を進め、毎年度、新規に500名を養成していくことを目標にしています。

(3) 仕事と介護の両立支援

(企業向けの普及・啓発)

実態調査では、過去5年間に介護離職者がいた企業は約1割で、令和4年度以降は増加傾向です。介護休業・介護休暇の導入は半数程度、改正育児・介護休業法への対応も「知らない／対応できていない」が半数超と判明し、さらに「仕事と介護の両立」を優先課題と捉える企業は約2割という結果でした。

この実態を受け、県は企業の意識醸成から実装までを一気通貫で支援するため、令和7年度以下の取り組みを行っています。

① 経営者・管理職向け啓発セミナー（年2回）の実施

まずは、経営者や管理職の意識醸成を図り、経営層がケアラー支援の問題について、自分ごと化し社内での具体的な行動変容を促すため、第1回（10月20日・オンライン）で基礎知識とリスク認識、第2回（11月19日・ハイブリッド）で他社事例紹介に学ぶ実践論を提供しました。

② 従業員向け周知用ハンドブック（データ形式）の提供

県内企業で働く従業員の皆様が、介護に直面しても継続して働いていただけるよう、必要な知識やポイントを分かりやすくまとめた

ハンドブックを作成し県ホームページで提供しています。

もし突然介護に直面したら「どこに相談したらいいのだろう」、「何から始めたらいいのだろう」と戸惑ってしまうのではないのでしょうか。そのため今回作成したハンドブックは法制度や介護保険制度などの内容は最小限にとどめ、すぐに使える知識を中心に掲載しています。

③ 人事・労務担当者向け勉強会（2回）

経営者・管理職の意識醸成を進めるとともに、企業内で実際にケアラー支援に係る社内制度の企画立案に携わる人事・労務担当者を対象とした勉強会を開催しました。

1回目（1月16日）は人事・労務担当者が押さえるべき基礎知識や介護リテラシーの重要性を理解するためのオンラインセミナーを、2回目（2月3日）は他社事例から成功のコツを学び、自社に合った解決策をグループワークで検討・発表する集合研修を実施しました。

(4) 普及啓発の広報・メディア活用

(ポッドキャストの積極活用)

県では、ケアラー支援の普及・啓発をより身近な形で届けるために、ポッドキャスト番組「やまなし♥つながる時間」をつながる時間、つながり、支えあうを制作・配信しています。

この番組は、ケアラーやひきこもりなど困難な状況にある方に支援を届けていくため、介護やひきこもりなどの実体験を持つゲストや専門家などを招き、気づきや共感を得られる「心地よい居場所」となるよう企画されています。こ



番組パーソナリティ：浜崎美保さん
ゲスト：町 亞聖さん



の番組を通じて一人でも多くの方が、自らが抱える困難を周囲に相談し、しかるべき支援につながることを期待しています。

(5) ケアラー支援に係る普及啓発動画の配信

将来的なケアラーの負担軽減を図るため、ケアラー当事者やケアラー予備軍に向けた「気づき」や「心構え」を促す動画を作成し、配信しています。事前知識の有無により、その後のケアラーの負担に大きな差が生じることが明らかとなっており、また、実態調査にて、「家族でケアをするのは当たり前だと思っている」や「ケアラーが相談先を知らない」などの調査結果が出ており、ケアラーについての既成概念の改革やポータルサイトを活用した相談先などの情報



取得の周知を図っています。作成した動画は、県公式SNSで配信するとともに大型商業施設（イオンモール）やコンビニエンスストア等のデジタルサイネージで放映しています。



3 今後の展望

ケアラー問題は、行政や支援機関の取り組みだけで解決できる課題ではなく、社会全体の構造的課題として捉え、ケアラーを支える取り組みが必要となります。それにあたっては、企業、学校、医療、福祉などさまざまな場面でケアラー支援に対する意識醸成を高め、ケアラーを支える環境が当たり前に整備され、ケアラーの困難を早期に把握（気づき）し、相談・支援窓口につなげる仕組みをさらに充実させていくことが望まれます。

また、AIを活用した相談支援の高度化、仕事と介護の両立支援制度の普及・促進、ヤングケアラーの潜在層を支える学校との連携強化など、既存の施策をより発展させる取り組みが求められます。

今後も県では、社会全体でケアラーを支える体制の実現に向け、多角的・包括的にケアラー支援の施策を展開していきたいと考えています。



特集 03

山梨県のヤングケアラー支援における市町村との連携について

山梨県総合県民支援局こども福祉課
主査 齊藤 有希

1 ヤングケアラー支援の経緯

県では、令和3年度に知事と関係者の意見交換を行い、庁内連携会議やヤングケアラー支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置し、全国初となるヤングケアラー支援ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定するなど、国に先駆けて早期から支援体制の整備を進めてきました。

令和4年度には、総合的な支援を進めるために、ヤングケアラーに特化した計画では全国初となるヤングケアラー支援計画（以下「支援計画」という。）を策定しました。国においては令和6年度に「子ども・若者育成支援推進法」等が改正され、ヤングケアラーが「家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っている子ども・若者」と定義され、関係機関が支援す

べき対象であることが法律上位置づけられました。こうした国の動きも踏まえ、県では一層の体制整備が求められています。

2 山梨県におけるヤングケアラーの実態

県が小学校6年生から高校生までを対象に実施した令和6年度の実態調査では、約32人に1人がヤングケアラーに該当する可能性があることが分かりました。しかし、ヤングケアラーは周囲から気づかれにくく、本人が自覚していない場合も多いため、相談窓口の利用率は、全体で1割未満にとどまっています。

また、生活満足度はヤングケアラーではない子どもと比較し、低い傾向がみられ、正しい理解の促進、認知度向上、助けを求める意識づくりが課題となっています。さらに、18歳以上の若者ヤングケアラーについては23件の支援事例の報告があり、早期の気づきや進路・就職場面での相談支援、本人負担の軽減を図るためのサービス提供の強化が必要です。これらの状況は、学校・家庭・地域が連携して支援する体制が不可欠であることを示しています。

3 ヤングケアラー支援計画

支援計画の基本理念は、「すべての子ども・若者が夢に向かって挑戦できるやまなし〜気づいてつながろう 山梨コネクトヤングケアラー〜」です。この理念の実現に向け、ヤングケアラー・コーディネーター（以下「コディ

ネーター」という。）の養成と配置促進、支援者向け研修の実施、ネットワーク会議の運営などに取り組むなど、県では、関係機関が共通認識のもとで支援できる環境づくりに力を入れています。

4 ヤングケアラー支援における市町村との連携

① コーディネーター養成における連携

ヤングケアラーの背景には複合的な家族の課題があり、本人だけでなく家族全体を支える支援が必要です。福祉・教育・就労支援など関係機関は幅広く、関係者をつなぎ支援を調整する役割としてコーディネーターが重要となります。

コーディネーターは、県主催の「ヤングケアラー・コーディネーター養成講座」（以下「養成講座」という。）の修了が必要で、支援の入り口は市町村の担当課であるため、市町村の行政機関等への配置が基本となります。

県では令和4年度に養成講座を開始し、令和7年度までの養成状況は表1のとおりです。コーディネーター配置市町村も表2のとおりで、修了者、配置市町村ともに年々増加しています。市町村には、地域全体での支援体制強化に向け、養成・配置に取り組んでいただいています。県としては、全市町村への早期配置を目指す、引き続き取り組みを進めます。

養成講座は全6回で、ヤングケアラー支援担当職員を中心に、福祉・教育・心理など多様な職種が参加しています。内容は表3のとおり

表1 ヤングケアラー・コーディネーター養成講座の修了者

年度	修了者	修了者の所属
R4年度	10人	4市2町
R5年度	13人	7市2町
R6年度	14人	9市、その他1
R7年度	19人	7市2町2村、その他3
合計	56人	12市4町2村、その他4

※R7年度までに、県内18市町村が受講

表2 ヤングケアラー・コーディネーターの配置状況

年度	配置市町村	配置人数
R5年度	4市2町	10人
R6年度	8市2町	16人
R7年度	10市1町	25人

※各年度4月1日時点



第6回 養成講座・ヤングケアラー応援プランの発表

表3 ヤングケアラー・コーディネーター養成講座カリキュラム

	研修テーマ	主な内容
第1回	・全体のガイダンス ・ヤングケアラー・コーディネーターの役割と山梨県におけるヤングケアラーの施策	・ヤングケアラーについて深く理解しながら、山梨県におけるヤングケアラー・コーディネーターの定義や要件、配置場所、その役割などについて共通意識を持つ ・山梨県のヤングケアラー施策、国の動向、法改正の内容を理解する ・ヤングケアラー・コーディネーターの活動状況紹介
第2回	・山梨県ヤングケアラー実態調査 ・学校における支援の現状	・令和3～6年度の山梨県におけるヤングケアラー実態調査の概要について解説 ・学校におけるヤングケアラーの位置づけを理解し、子どもが望んでいることを把握しながら、学校が抱える課題について理解
第3回	・ヤングケアラー支援ガイドラインと多機関協働	・ガイドラインについて解説を聞き、ヤングケアラー支援に対する配慮などを理解 ・支援策検討にあたって、多機関との協働のポイントなどを理解 ・各関係機関の関係者から現状を聞く
第4回	・当事者の話を聞く	・元当事者の話を聞き、ヤングケアラーの実情を改めて確認 ・元当事者と意見交換をする機会を設ける
第5回	・事例検討とグループワーク	・ヤングケアラー応援プランの作成のためのツールなどの使い方について学ぶ ・グループで応援プランについて意見交換
第6回	・各自でヤングケアラー応援プランを作成する ・発表とフォロー解説 ・修了証授与	・ヤングケアラー応援プランを各自が作成 ・発表と意見交換 ・講師の講評

※第1回～第4回はオンライン、第5回・第6回は対面で実施

で、事例検討や応援プラン作成を通じて実践力を養います。

支援者がヤングケアラーに向き合う際、声かけや連携方法に迷う場面は少なくありません。養成講座では支援方法や連携先、留意点を学ぶほか、事例共有等により市町村間のつながりも強まります。講座で得た知識と連携の実践が、早期発見と効果的な支援の推進に寄与すると考えています。

② ネットワーク会議における連携

ネットワーク会議は、県版要保護児童対策地域協議会の専門部会として令和3年度に設置しました。支援計画の進捗確認や施策見直しなど、包括的な支援体制づくりを検討しており、有識者や教育・福祉・介護等の関係者で構成されています。これまでに4市1町に参画いただき、現場の実態や市町村施策の状況、県施策への意見を共有いただくことで、ガイドライン改定など県の施策展開に大きく貢献いただいています。

5 おわりに

法改正により、ヤングケアラー支援における県と市町村それぞれの役割が示されました。また、「子育て世帯訪問支援事業」など、市町村が実施主体となる国の補助事業も広がり、支援体制は強化されています。県では引き続き、人材育成やネットワーク会議を通じて市町村との連携を深め、必要な情報提供や支援を行い、県と市町村が協働してヤングケアラー支援の一層の推進を図ってまいります。



地域で高齢者等を見守る・支える仕組みづくり

山梨県総合県民支援局県民生活支援課
総括課長補佐 久保島 佐季子

1 消費者を取り巻く環境の変化

近年、デジタル化の進展により、インターネットやSNSの利用が年代を問わず広がり、ネット通販や多様な決済サービスの普及によって、わたしたちの消費生活はより便利になっています。

一方で、情報量の増加や決済方法の多様化により、取引環境が複雑化していることから、ネット通販や定期購入トラブル、偽サイト、SNSを介した詐欺などの被害が増加しています。そのため、誰もが消費者トラブルに遭う可能性が高まっていると考えられます。

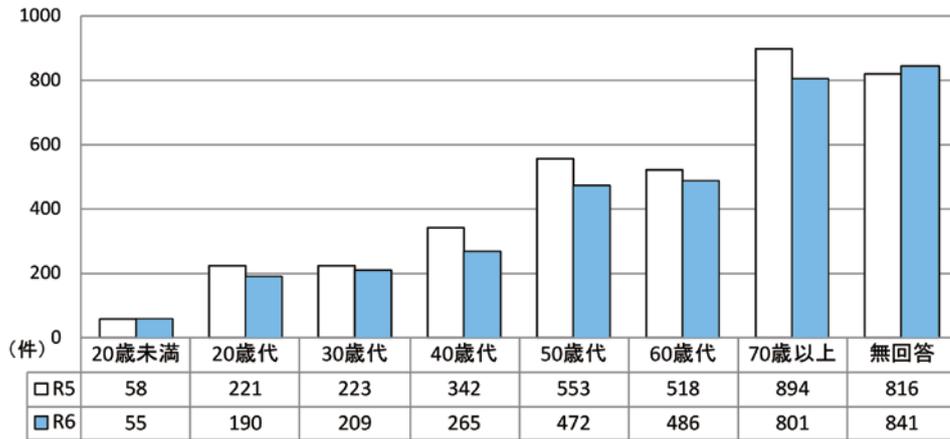
特に、平均寿命の延伸により高齢者人口が増加するなか、高齢者向けの商品・サービスの充実に寄与する一方で、認知症等で判断力が低下した高齢者を狙った悪質商法の増加等、高齢者の消費者トラブルの増加が懸念されています。

2 消費生活相談の状況

全国の消費生活センター等に寄せられた相談件数は近年、年間約90万件前後で推移しています。そのうち高齢者の相談件数は2021年から3年連続で増加しており、2024年は29・8万件にのびりました。

また、山梨県県民生活センターでも、昨年度(2024年度)に寄せられた消費生活相談は

図1 契約当事者年代別相談件数の状況



契約当事者年代別相談件数

3, 319件で、契約当事者の年代が判明している相談件数2, 478件のうち70代以上が3割を占め最も多くなっています。

近年は、「インターネット通販」に関する相談が全体的に多い一方、高齢者の場合は「訪問販売」や「訪問購入」の割合が高い傾向にあります。これは、事業者が勧められるままに契約したり、買い物を重ねたりすることがあるのではないかと考えられます。

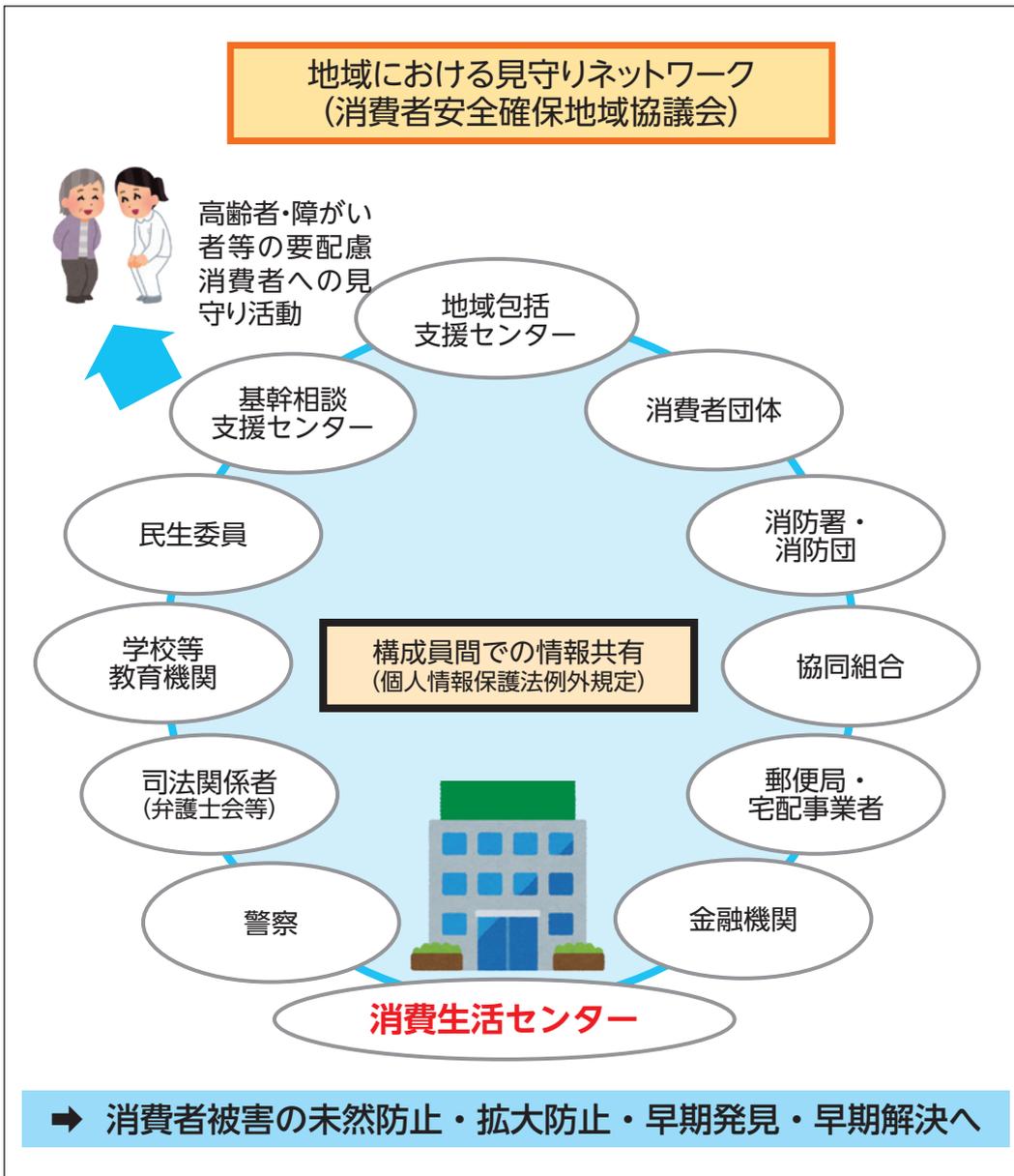
3 消費者安全確保地域協議会

高齢者等の消費者被害を防止するためには、相談体制の整備だけでなく、地域において見守り活動を行うことが効果的です。こうした背景から、平成26年度改正消費者安全法に、地方公共団体などが、消費者安全の確保のための協議会等(消費者安全確保地域協議会)を組織することができることが盛り込まれました。(消費者安全法第11条の3)

全国レベルでは「全国消費者見守りネットワーク連絡協議会」が例年開催されています。今年度は新たに全国防犯協会連合会や日本証券業協会など5団体が加わり、構成団体の取組事例発表や見守り活動の活性化に向けた情報・意見交換が行われました。

県では、平成29年4月に市町村における見守りネットワーク等の取組を推進することを目的に消費者安全確保推進会議を設置しました。例年見守りネットワークに関する事例発表、事例研究、研修などを行い、市町村における見守りネットワークの体制整備を支援しています。

図2 見守りネットワーク



地域における見守りネットワークには、次の3つの主な役割があります。

1. 消費者に情報を届け、注意を呼びかける
2. 日々の活動の中で、消費者の異変に気づく
3. 異変に気づいた場合は、消費生活センターなどの専門相談窓口につなぐ

高齢化、独居化が進む中、被害の未然防止・拡大防止に向けては、相談を待つだけでなく、

地域の多様な主体が連携し、日常的な見守りを通じて積極的に消費生活センターへつなぐ仕組みづくりが重要となっています。また、福祉等の他分野と連携することで、消費者被害の発見を契機とした、生活保護・成年後見制度・障がい者支援などの福祉的な支援につながることも期待されています。

4 消費生活協力員・消費生活協力団体

見守り活動を進めるうえで、「担い手の不足」は1つの課題です。地域における担い手の育成に加え、民間企業等も含めた協力団体との連携強化が必要です。県では、消費生活協力員85名・消費生活協力団体(金融機関や生活協同組合等)11団体を委嘱し、地域住民を始めとした幅広い担い手が、消費生活に関する情報提供や高齢者等の見守り活動など消費者被害の防止等の活動に取り組んでいます。消費生活協力員・協力団体が見守り活動の中で消費者被害を発見した場合、消費者安全法に基づき、この情報を消費生活センターに提供することができます。これにより必要な情報が地方公共団体に円滑に伝えられることが期待されています。

5 今後の展望

県では、県民の消費生活の安定と向上を図るため、第3次消費者基本計画に「高齢者等の見守り活動の充実」を重点施策の1つと位置付けています。誰もが消費者トラブルに遭遇する可能性がある現在、県・市町村・消費者団体等が連携して取り組みを進めることにより、安全・安心で持続可能な社会の実現を目指して参ります。



「支える」から「備える」へ 認知症施策の新たな潮流

研究員 望月 泰介（派遣元 中央市）

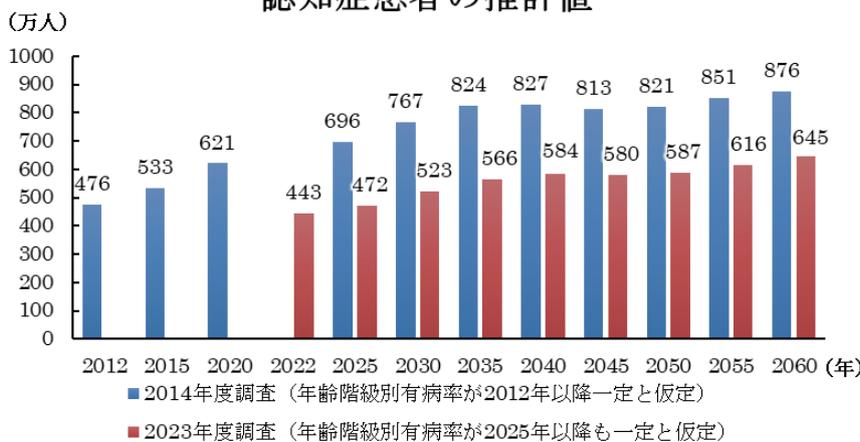
1 はじめに

いよいよ、団塊の世代が全て75歳以上となる「2025年問題」という節目に直面し、各自治体では医療や介護の体制を維持するために、日々、腐心されているのではないだろうか。これまでの地域福祉や行政計画における最大の悩みは、「増え続ける認知症高齢者を、地域でいかに支え続けるか」という点にあっただろう。だが今、その前提となる環境に、変化が起きつつある。統計データや医学的な見地から、認知症施策が新しい局面に入ってきたことが見えてきた。本稿では、最新の動きを整理し、これからの自治体経営における認知症施策の新たな可能性について考えてみたい。

2 統計が示す有病率の低下

長年、認知症施策の根拠となってきたのは「高齢化⇨認知症患者の激増」という図式であった。国の従来推計では、2025年には認知症患者数が約700万人（高齢者の5人に1人）に達すると予測され、この数字は基礎自治体の政策決定に大きな影響を与え続けてきた。しか

認知症患者の推計値



出典：日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究「平成26年度総括・分担研究報告書、認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究報告書」を基に作成

し、2024年5月、厚生労働省の研究班の最新の将来推計はこの定説を覆し、2025年の患者数は約472万人と、従来予測から大幅に下方修正した。この背景には、近年

の高齢者の喫煙率の低下や生活習慣病管理の改善、教育水準の向上などによる健康度の高まりがある。その結果として、高齢者の数は増えているが、認知症になる人の割合（有病率）は下がっている現状が見えてきた。これは、自治体が進めてきた健康づくりや介護予防の取り組みの成果を示す証左とも言えよう。認知症は避けられない運命から、環境や介入によってある程度コントロール可能なものへと認識を改める時期に来ている。

3 予防可能性の拡大

この「予防可能性」を裏付ける重要な報告が、2024年に英医学誌『The Lancet』から発表された。同報告によると、認知症の発症リスクの約45%は、理論上、予防や対処が可能であるという。特筆すべきは、高血圧や肥満などに加え、新たに「視力低下」と「高LDLコレステロール」がリスク要因として追加された点である。特に聴力や視力の低下は外部からの情報入力を遮断し、脳の活動を停滞させるだけでなく社会的孤立を招き、それ自体も認知症の主要なリスク要因となる。

ライフステージごとのリスク因子【】内は寄与率

若年期 (Early life)	【5%】教育歴が低い (Less education)	
中年期 (Mid life)	【7%】難聴 (Hearing loss)	【7%】高 LDL コレステロール (High LDL)
	【3%】うつ病 (Depression)	【3%】身体活動低下 (TLD)
	【2%】運動不足 (Physical inactivity)	【2%】喫煙 (Smoking)
	【2%】糖尿病 (Diabetes)	【2%】高血圧 (Hypertension)
	【1%】肥満 (Obesity)	【1%】過度の飲酒 (Excessive alcohol)
高齢期 (Late life)	【5%】社会的孤立 (Social isolation)	【3%】大気汚染 (Air pollution)
	【2%】視力低下 (Vision loss)	

出典：“Dementia prevention, intervention, and care: 2024 report of the Lancet standing Commission”を基に作成

これらは、医療的な介入だけでなく、地域コミュニティのあり方や、社会参加の機会創出といった「まちづくり」の領域で対処すべき課題である。自治体が主導する補聴器購入助成や、外出促進施策は、単なる福祉サービスではなく、将来の介護給付費抑制に向けた「未来への投資」としての側面を強く持つのである。

4 新薬登場と早期介入の重要性

統計データの変化に加え、医療技術の進歩も施策の前提を大きく変えつつある。レカネマブなどの新薬の登場である。これらの薬は、進行した認知症には効果が見込めず、軽度認知障害 (MCI) や極めて初期の段階での投与が求められる。これまでの認知症ケアは「発症後の生活支援」に重きが置かれていたが、これからは「発症前の早期発見」が治療の成否を分ける時代となる。

しかし、現状の地域課題を見渡すと、早期受診へのハードルは依然として高い。認知症に対する社会的偏見や、どこに相談すればよいかかわらないという情報アクセスの障壁、また自身自身で症状に気付かず、指摘されても認められない心理なども受診行動を遅らせる。その結果、治療可能な時期を逃すケースが散見される。MCI の段階で発見し、適切な医療や予防的介入につながれば、健全な状態に戻ることや、発症を遅らせることが可能となってきた。平均寿命が延伸する中、健康寿命との差を埋める鍵は、この「早期段階での介入システム」を地域にいかにつく築するかにある。

5 「備える予防」への転換

以上のデータと現状を踏まえ、自治体には、従来の「支える介護」に

に加え、戦略的な「備える予防」へのシフトが求められる。具体的には以下の3つが重要と考える。

第一に、エビデンスに基づく住民啓発である。「予防は可能」「早期発見のメリット」について、最新データを用いて広報し、住民の恐怖心を和らげ、自発的な検診や相談を促すことが重要である。第二に、感覚器 (目・耳) の健康維持への支援である。特定健診の受診率向上に加え、眼科・耳鼻科検診の奨励や、高齢者の補聴器利用へのハードルを下げる施策は、認知症予防の観点からも重要である。第三に、社会参加の場の再構築である。公民館活動や老人クラブなどを認知症予防のインフラとして再評価し、閉じこもりがちが高齢者を繋ぐアウトリーチ機能の強化も不可欠だろう。

6 むすびに

2040年には、高齢者人口はピークを迎え、認知症患者も増加することが予測される。しかし、有病率の低下という事実は、行政の取り組みの成果も寄与していると考えられ、今後の施策によっては更なる効果も見込める。「認知症になっても安心なまち」と「認知症になりにくいまち」。この二つについては決して矛盾するものではなく、車の両輪として推進すべきものである。科学的根拠に基づいた施策の展開により、山梨の自治の力が、超高齢社会の新たなモデルとなることに期待したい。